

申込日：\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

LABSupport

弊社業務 No. JLS

弊社見積 No. QLS

## 試験所支援サービス申込書

下記、約款を承諾し、株式会社ラボ・サポートによる試験所支援サービスを申し込みます。

申込会社名：\_\_\_\_\_

部署名：\_\_\_\_\_

担当者：\_\_\_\_\_

住所〒：\_\_\_\_\_

TEL：\_\_\_\_\_ FAX：\_\_\_\_\_ e-mail：\_\_\_\_\_

### 約款

第1条 上記申込者（以下甲という。）と、株式会社ラボ・サポート（以下乙という。）とは、企業活動を通じて社会に貢献することを念願し、かつ、環境保全の重要性を認識して、甲乙間の役務請負に関し、基本的事項を定めるため、次のとおり約款を締結する。

第2条（基本原則）甲及び乙は、甲乙間の取引が、相互の信頼にその基礎をおき、かつ相互利益の尊重の理念に基づくことを認識し、信義誠実の原則に従って約款を履行するものとする。

第3条（約款の適用）本約款は、本約款の有効期間中、甲乙間に締結される役務請負約款に対して適用されるものとする。

第3条（約款の内容）乙は次の役務を甲に行う。

- |                          |                                      |
|--------------------------|--------------------------------------|
| 1. 更新申請作業（書類作成、認定機関との交渉） | 5. 各種試験規格等調査・情報提供（不定期）               |
| 2. 更新審査立合い支援（指摘事項回答案作成）  | 6. 個別セミナー又は、トレーニング（年1回）              |
| 3. 認定に係る諸問題、要求事項の水平展開    | 7. 各種技術相談、新製品規格調査（随時）EMC 対策、製品安全対策支援 |
| 4. 内部監査計画と実施代行（年1回）      | 8. 各種校正作業                            |

第4条（約款の条件）

- |                                   |                                |
|-----------------------------------|--------------------------------|
| 1. 上記役務は、一試験所、一認定機関以内とする。         | 3. 年6日を越える訪問は、1日当たり3.3万円を加算する。 |
| 2. 試験所までの交通費、宿泊費等を伴う場合は別途実費請求とする。 | 4. 最低利用期間は12ヶ月とする。             |

第5条（役務請負代金）甲は、申込月から毎月末までに月額9万円及び追加費用（発生の場合）を乙の指定口座に振込む。

第6条（秘密保持）甲及び乙は、約款に関連して知り得た相手方の営業上、技術上その他の秘密を本約款期間中のみならず本約款終了後も第三者に漏洩してはならないものとする。但し、次の各号の一に該当する情報は除くものとする。

- |                                                     |                                  |
|-----------------------------------------------------|----------------------------------|
| 1. 相手方から提供又は開示を受けた際、既に自らが所有していたことを立証し得る情報。          | 5. 当事者の一方が権利を有する第三者から合法的に入手した情報。 |
| 2. 相手方から提供又は開示を受けた際、既に公知、公用であった情報。                  | 6. 当事者の一方が相手方から文書による承諾を得た情報。     |
| 3. 相手方から提供又は開示を受けた後、甲又は乙の責に帰すべからざる理由により公知、公用となった情報。 | 7. 官公庁又は法令等の要求により開示される情報。        |
| 4. 当事者の一方が独自に開発したことを立証し得る情報。                        |                                  |

甲及び乙は、秘密情報を本取引に従事する役員及び従業員にのみ開示できるものとし、当該役員及び従業員に前項に基づく秘密保持義務を負わせるものとする。又甲又は乙は、本条の義務違反により生じた損害について、相手方に対して賠償を請求し得るものとする。甲及び乙は、本約款の期間満了後又は解除後においても、本項機密保持に関する義務を負うものとする。

第7条（約款の解除）次の各号の一に該当する場合は、甲又は乙は、何らの催告をしないで本約款の全部又は一部を解除し、相手方に対し損害の賠償を請求することができるものとする。

1. 本約款の各項の一に違反したとき。
2. 甲又は乙の責に帰すべき理由により甲又は乙が約款を履行する見込みがないとき。
3. 本約款の履行に関し、不正又は不当な行為があったとき。
4. 差押、仮差押、仮処分、租税滞滞処分を受け、又は整理、会社更生手続の開始、破産もしくは競売を申し立てられ、又は自ら整理、会社更生手続の開始もしくは破産の申し立てをしたとき。
5. 監督官庁より営業停止又は営業免許もしくは営業登録の取消の処分を受けたとき。
6. 自ら振出し、もしくは引受けた手形又は小切手につき、不渡処分を受ける等支払停止状態に至ったとき。
7. その他財産状態が悪化、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。

甲又は乙は、災害その他やむを得ない理由により約款の履行が困難と認めたときは、相手方と協議の上、本約款の全部又は一部を解除することができるものとする。甲の責に帰すべき理由によって本約款を解除する場合は、甲は乙に対し、第5条に定める代金の残金をただちに全額一括して支払うものとする。乙の責に帰すべき理由によって本約款を解除する場合、すでに支払われた代金の返還は行われない。

第8条（裁判管轄）本約款又は本約款に関して生じた甲乙間の権利義務に関する訴訟については長野地方裁判所松本支部を管轄裁判所とする。

第9条（疑義解釈）本約款に規定のない事項、本約款条項のうち疑義のある事項については甲乙別途協議の上、これを決定するものとする。

第10条（約款の有効期間）本約款の有効期間は、本約款の締結の日から1年間とする。但し、期間満了3ヶ月前までに甲乙いずれから何らの請求がないときは、更に1年間これを延長するものとし、その後期間満了毎にこの例による。

### 備考欄

申込先：株式会社ラボ・サポート 代表取締役 丸山 隆資  
〒399-8101長野県安曇野市三郷明盛4165-12 TEL：090-3093-5996 FAX：0263-77-6696